

楽天市場出店規約(楽天スタンダード)

第1条(総則)

本規約は、楽天株式会社(以下「甲」という)が管理するサーバ(以下「サーバ」という)において甲が指定した URL のページ(以下「出店ページ」という)を開設し、甲がインターネット上で運営する楽天市場モール(以下「モール」という)に楽天スタンダードプランで出店することを甲所定の方法により申し込み、甲がこれを認めた場合の、甲と出店申込者(以下「乙」という)との間の契約関係につき定めるものである。

第2条(出店ページの開設及び出店の申込)

1. 乙は、甲に対し、サーバにおいて出店ページを開設すること及びモール上で出店ページを物品の販売及び役務の提供(以下「販売等」という)のために利用すること(以下「出店」という)を希望する場合、甲所定の方法により申込を行わなければならない。
2. 甲は、乙に対し、前項の申込を承諾した場合、本規約の規定に基づき出店を許諾し、販売等に必要となる甲所定のホームページの枠組み及びデータベースシステムを提供するとともに、モール及び出店ページを構成するソフトウェアの使用を許諾する。この場合、乙は、甲に対し、第12条所定の基本出店料及びシステム利用料を支払うものとする。
3. 甲は、前項のソフトウェアについて、甲の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップをすることができる。
4. 甲は、乙に対し、出店を許諾した場合、別途甲が定める「R-Mail 利用規約」に基づき、R-Mail サービスを利用することを許諾する。

第3条(届出事項)

1. 乙は、第2条の申込に際し、以下の事項をあらかじめ甲に届出するものとし、以下の事項に変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は乙の負担とする。
 - ア. 商号(屋号)、代表者名及び住所
 - イ. 取扱商品及び役務
 - ウ. 代金の決済方法(利用できるクレジットカード等)
 - エ. 郵便、電話及び電子メールその他の通信手段による甲との間の連絡についての責任者(以下「管理責任者」という)の氏名、電子メールアドレスその他甲所定の事項
 - オ. その他甲が指定する乙の業務に関する事項
2. 甲が前項の規定に基づき届出のあった電子メールアドレスに電子メールを送信した場合には、当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後24時間に経過のいずれか早い時点で到達したものとみなす。
3. 甲が乙に対し、甲のサーバ内で乙がID及びパスワードでアクセスできる甲所定の部分に連絡事項を掲示した旨を第1項の規定に基づき届出のあった電子メールアドレスに通知をした場合、乙は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならない。確認しなかったことによる損害は乙の負担とする。

第4条(権利の譲渡等)

乙は、モールに出店する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸することとはできない。

第5条(出店ページの開設)

甲は、乙に対し、第2条1項の申込を承諾した場合、出店ページにアクセスするために必要となるID及びパスワードを発行するとともに、サーバ上に乙の出店ページを開設する(出店ページの開設日を以下「アカウント発行日」という)。

第6条(出店の手続きとコンテンツの表示)

1. 乙は、前条に基づき開設された出店ページ上に、甲の定める規格に従い、販売する商品ないし提供する役務(以下「商品等」という)についての情報等(以下「コンテンツ」という)をアカウント発行日から合理的期間内に制作し、表示する。
2. 乙は、前項のコンテンツの制作及び表示にあたり、次の事項を遵守する。
 - (1)第15条その他本契約の条項に反する表示をしないこと
 - (2)わいせつまたはグロテスクな表示をしないこと
 - (3)以下の事項について表示すること
 - ア.乙の商号及び住所
 - イ.出店ページの管理責任者名
 - ウ.確実に連絡の取れる乙の電話番号及び電子メールアドレス
 - エ.営業時間、定休日等
 - オ.商品等の代金の支払の時期・方法、商品等の引渡時期
 - カ.商品等についての問い合わせ及び苦情は乙宛に行うべきこと
 - キ.取引の当事者は乙と顧客であり、取引に伴う権利・義務は乙と当該顧客が負担すること
 - ク.甲指定のユーザー店舗評価ポイント画面
 - ケ.返品について制約がある場合はその内容
 - コ.価格や送料以外の付随的費用、販売条件等について
 - サ.その他甲所定の事項
3. 甲は、第1項の規定に基づき乙の制作したコンテンツが前項記載の事項を遵守して制作されている場合には、そのコンテンツがモールにふさわしくないと認めない限り、当該コンテンツを利用した出店を許可し、その旨を乙に通知し、当該出店ページを利用して販売等を行うことができる。ただし、基本出店料の入金が確認できない場合はこの限りではない。
4. 乙は、出店後、本条に定める条件に従い、出店ページ上のコンテンツを改訂し、表示することができる。ただし、甲は、乙の改訂したコンテンツが第2項に違反する場合には、乙に通知することなく、乙の出店ページをモール及びサーバから削除することができる。

5. 甲は、乙の作成したコンテンツがモールにふさわしくないと認められる場合には、その内容及び表示を変更するよう求めることができる。乙が甲の変更請求に従わない場合には、甲は出店ページをモール及びサーバから削除することができる。
6. 乙が出店ページに登録可能な商品数(通常商品登録・オークション商品登録・共同購入商品登録・プレゼント商品登録など入札・購入期間終了後の商品や倉庫の中の商品を含む)の上限は、出店申込書記載のとおりとする。

第7条(販売方法)

1. 乙は、出店ページを閲覧した者から商品等の注文があった場合には、その者(以下「顧客」という)との間で、商品等の送付、代金の決済その他販売に必要な手続きを直接行う。乙が代金の決済にクレジットカードを利用する場合には、乙の責任と負担において、クレジットカード会社との間で加盟店契約を締結する。
2. 乙は、販売等を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品及び不当表示防止法、その他関係法令を遵守する。
3. 乙は、顧客との間で、商品等の不着、遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と負担において解決する。また、甲が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。
4. 乙は、乙と顧客その他の第三者との間の紛争について、甲が、乙の同意を得ることなく甲自身の判断に基づき当該顧客または第三者に対し、当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことにあらかじめ同意する。

第8条(管理責任者)

1. 乙は、本契約に基づく出店及び販売等を行うに際して、以下の義務を負う。
 - (1) 管理責任者及び出店ページを利用した販売等に関与する者にモールに関するシステム及びその利用方法を十分理解させること
 - (2) 管理責任者に甲からのサポート等の連絡に利用するメールボックスを管理させること
2. 乙は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに甲に対して通知するとともに、パスワードの変更手続をしなければならない。

第9条(著作権等)

1. 出店ページにかかる著作物については、甲が制作したものは甲が、乙が制作したものは乙が、それぞれ著作権を有する。
2. 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物を出店ページに掲載する場合、事前に当該第三者から当該著作物を甲及び乙が使用することについて許諾を受けなければならない。

3. 乙は、甲に対し、前 2 項の乙または第三者の著作物について、甲がモールのプロモーションまたはモール内でのハイパーリンクのために無償で使用することを許諾する。

第 10 条(業務委託)

1. 第 4 条、第 7 条 1 項前段、及び第 13 条 2 項にかかわらず、甲及び乙は自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
2. 前項の場合、甲及び乙は当該第三者に対し、顧客情報の管理その他本規約を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

第 11 条(契約期間)

本契約の有効期間は、アカウント発行日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第 12 条(基本出店料, システム利用料及び資料請求受付料)

1. 出店ページの開設及び出店の料金(以下「基本出店料」という)については出店申込書に記載するとおりとする。
2. 前項の基本出店料については、乙は、甲に対し、アカウント発行日から 20 日以内に最初の 6 ヶ月分を前払するものとし、甲の定める期日までに、次の 6 ヶ月分を前払する。なお第 11 条ただし書の規定に基づき本契約が延長された場合、6 ヶ月ごとに、甲が別途定める期日までに 6 ヶ月分の基本出店料を前払することとする。この支払に必要となる費用は乙の負担とする。
3. 本契約に基づき乙が利用する甲のデータベースシステムの利用料(以下「システム利用料」という)については、出店ページにおける販売形態(通常商品・オークション・共同購入など甲所定の販売方法をいう。以下同じ)毎の月間の売上高(商品等の代金を送料・代引手数料・税等込みと設定した商品等の場合はこれらを含む)に、別表の料率を乗じた金額の合計額とし、乙は、甲に対し、甲が指定する期限までにこれを支払う。この支払に必要となる費用は乙の負担とする。
4. 前項に定めるシステム利用料算定の基準となる月間の売上高は、当月 1 日から当月末日までの間出店ページを利用した販売等の売上高の合計額とする(なお、オークションについては結果発表を行った日が、共同購入については開催期間終了日が属する月の合計額とする)。ただし、翌月末日までに顧客の事情による返品・取消などにより当該期間の売上高が変動した場合には、翌月末日における前月の売上高を基準としてシステム利用料を算定するものとする。なお、月の途中で本契約が終了した場合、当月の売上高は終了日までの売上高の合計額とする。
5. 乙は、顧客の事情による返品・取消がなされた場合には甲所定の方法でキャンセル処理を行わなければならない。当該キャンセル処理手続の終了により、売上高は減額されるものとする。甲は、乙によるキャンセル処理の内容に疑義がある場合には、乙に対し、必要な説明及び資料提供を求めることができる。

6. 本契約に基づき乙が利用する甲の資料請求およびプレゼント受付機能に関するデータベースシステムの利用料(以下「資料請求等受付料」という)については、出店ページにおける月間の顧客からの資料請求ならびにプレゼント受付(以下、「資料請求等」という)の件数に、別表の受付料を乗じた金額とし、乙は、甲に対し、甲所定の方法により、甲所定の期限までにこれを支払う。この支払に必要となる費用は乙の負担とする。資料請求等がキャンセルされた場合のキャンセルなどは考慮しない。
7. システム利用料算定の基準となる売上高及び資料請求等受付料算定の基準となる資料請求等の受付件数は、乙によるデータベースシステムの利用状況に関するサーバ上のデータをもとに、甲が算定するものとする。乙は、毎月末日時点において、甲所定の方法により、月間の売上高及び資料請求等の受付件数を確認しなければならない。その内容に異議がある場合には、乙は、甲に対し、甲所定の期限までに、所定の方法によりこれを通知するものとし、この場合、甲及び乙はその後の対応について協議するものとする。
8. 乙は、出店ページ上で、または出店ページを端緒とする顧客とのやりとりにおいて、モール外での取引・受付を行うよう誘導してはならない。乙がこれに違反してモール外での取引・受付を行った場合、乙は、甲に対し、当該取引から生じる売上高についても、システム利用料を支払わなければならないものとする。
9. 乙は、本条に定める期限までに基本出店料、システム利用料または資料請求等受付料の支払をしない場合、甲に対し、当該期限日から完済日まで年利 14.5%の遅延損害金を支払うものとする。
10. 乙が、甲に対して支払った基本出店料は、途中で本契約が終了した場合でも返還しないものとする。

第 13 条(顧客情報)

1. 甲及び乙は、本契約の存続中と終了後を問わず、出店ページを利用した顧客の属性、出店ページにおける購入履歴その他の顧客情報(以下「顧客情報」という)を相手方の同意なく自らの業務遂行のためにのみ利用することができる。
2. 甲及び乙は、顧客情報を利用するにあたっては、顧客のプライバシーに配慮し、当該顧客の了解を得ないまま第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供してはならない。また、乙は、甲所定のプライバシー管理基準に従い、適切なプライバシーを作成しなければならない。
3. 乙は、本契約終了後、甲の管理下にある顧客情報を利用することはできない。また、契約終了にあたって甲の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。

第 14 条(守秘義務)

乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約及び本契約に関連して知り得た情報、その他甲の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

第 15 条(禁止事項)

1. 乙は、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) 特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品及び不当表示防止法その他法令の定めに違反する行為
 - (2) 犯罪に結びつく行為及びその可能性のある行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
 - (5) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
 - (6) 他の出店者その他の第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為
 - (7) 本モール上で乙の運営する店舗にかかわる情報以外を宣伝したり外部の Web サイトへリンクを貼るなどの顧客誘引や電話・FAX・電子メールなどを利用したサイト外取引についての優遇措置を表示するなどの行為
 - (8) 甲と同種または類似の業務を行う行為
 - (9) 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
 - (10) モールに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為
 - (12) 甲が別途禁止行為として定める行為

2. 乙は、法令により販売が禁止されている商品等、第三者の権利を侵害するおそれのある商品等、甲が別途販売禁止として乙に通知した商品等及びモールのイメージに合致しないと甲が判断した商品等の販売をすることができない。

第 16 条(パスワードの管理等)

1. 乙は、第 5 条に基づき甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に甲所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行う。
2. 乙は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスに際しては、甲所定の方法により、甲より発行された ID 及びパスワードを入力しなければならない。甲は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスについて、送信された ID 及びパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。

第 17 条(サービスの一時停止)

乙は、第 2 条 2 項記載の甲が提供するサービスについて、以下の事由により一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止による基本出店料等の返還、損害の補償等を甲に請求しないこととする。

- (1) 甲のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- (3) その他やむを得ない事情による停止

第 18 条(出店停止)

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の出店を停止し、乙が表示したコンテンツの削除、出店停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、出店の再開に必要な改善措置をとらなくてはならない。
 - (1)本契約その他甲との間で締結された契約に違反したとき
 - (2)乙の店舗において商品等を購入した顧客から商品等の不着、遅延または返金等に関するクレーム頻発したとき
 - (3)その他甲が消費者保護の観点などから出店停止等の措置が必要と判断されたとき
2. 前項に基づき乙が出店停止等の措置を受けている場合であっても、乙は、第 12 条に基づく基本出店料及びシステム利用料の支払義務を負うものとする。

第 19 条(免責)

1. 甲は、乙が出店に関して被った被害(サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく出店ページの全部または一部の削除の削除、出店停止、顧客との取引等によるものを含むが、その原因のいかんを問わない)について、賠償する責を負わない。
2. 甲は、乙に対する事前の承諾なくモールの仕様等について変更、追加及びサービスを廃止することができる。
3. 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、モールにおける乙の店舗運営に支障が生じると甲が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第 20 条(付随契約)

1. 乙は、本契約に付随する(以下「付随契約」という)について、第 5 条に基づき甲が乙に対して発行した ID 及びパスワードを使用して甲所定の方法により契約の申込をすることができる。
2. 前項の当該申込に対して甲が承諾をしたときに当該契約は有効に成立する。
3. 付随契約に別途定めのない事項については本契約の規定を準用する。

第 21 条(乙による中途解約)

アカウント発行日から 1 年以内を解約日として本契約を解約する場合には、乙は甲に対し基本出店料 1 年分から既払いの基本出店料を控除した金額およびシステム利用料を支払うことにより、本契約を中途解約することができる。また、既に支払済の基本出店料ならびに付随契約の利用料・広告料・講座料など(以下「付随契約の利用料等」という)は事由のいかんを問わず、一切返還されないものとする。また、解約日時点で未請求のシステム利用料及び付随契約の利用料等についても請求後、直ちに支払うものとする。

第 22 条(出店プラン・出店形態の変更)

1. 乙は契約期間中において、出店プランをスタンダードプランから変更することはできない。ただし、契約期間終了の1ヶ月前までに甲所定の方法により申込を行い甲が承諾した場合、甲が別に定める基本出店料を支払い、契約更新時に甲の定める別の出店プランに変更することができる。
2. 乙は契約期間中においても、甲所定の方法により申込を行い甲が承諾した場合に、甲所定の追加基本出店料を支払うことにより、出店形態を変更することができる。

第 23 条(甲による解除等)

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出店ページをモール及びサーバから削除することができる。
 - (1)本契約の条項に違反したとき
 - (2)付随契約を締結している場合に、付随契約に違反したとき
 - (3)手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (4)差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (5)破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
 - (6)前3号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (7)解散または営業停止状態となったとき
 - (8)甲による連絡が取れなくなったとき
 - (9)販売方法、取扱商品等について行政当局による注意または勧告を受けたとき
 - (10)乙が甲のコンピュータに保存されているデータを甲に無断で閲覧、変更もしくは破壊したとき、またはその恐れがあると甲が判断したとき
 - (11)販売方法、取扱商品等が公序良俗に反しまたはモールにふさわしくないと甲が判断したとき
 - (12)アカウント発行日から6ヶ月以内に第6条3項に基づく出店許可がなされない場合
 - (13)本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
2. 甲は、前項各号に該当する場合のほか本契約の継続が困難と認めたときは、乙に対し、書面により通知することにより、本契約を解約することができる。
3. 甲は、事由のいかんを問わず、1ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解約することができる。
4. 前2項による通知は乙の受領拒否・不在等の場合には通常到達する時期に到達したものとみなす。
5. 第1項ないし第3項に基づき、本契約を解除または解約する場合、解除・解約日までのシステム利用料及び付随契約の利用料等について、乙は未払分を直ちに支払うものとし、解約の通知を行った時点で未請求分についても甲からの請求次第、直ちに支払うものとする。

6. 甲は、第6条3項に基づく出店許可をするまでは、乙から既に受領した基本出店料を返還することにより、本契約を直ちに解約することができる。

第24条(準拠法、合意管轄裁判所)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第25条(規約の変更)

1. 甲は、必要と認めたときに、乙へ予告本規約及び付契約の内容を変更することができる。
2. 本規約の変更については、甲が変更を通知(甲のサーバ内で乙がID及びパスワードでアクセスできる部分に掲示した場合を含む)した後において、乙が出店を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし変更後の規約を適用する。

以上

2002年4月1日現在

別表

・通常商品及びオークションにかかるシステム利用料

| | |
|------------------------------------|------|
| ●平均バスケット単価 7,000 円以下の場合 | |
| 月間の売上高のうち 100 万円超 300 万円以下の部分 | 3.0% |
| 月間の売上高のうち 300 万円超 1000 万円以下の部分 | 2.8% |
| 月間の売上高のうち 1,000 万円超 3,000 万円以下の部分 | 2.6% |
| 月間の売上高のうち 3,000 万円超の部分 | 2.4% |
| ●平均バスケット単価 7,000 円超 15,000 円以下の場合 | |
| 月間の売上高のうち 100 万円超 200 万円以下の部分 | 3.0% |
| 月間の売上高のうち 200 万円超 500 万円以下の部分 | 2.8% |
| 月間の売上高のうち 500 万円超 1,000 万円以下の部分 | 2.6% |
| 月間の売上高のうち 1,000 万円超の部分 | 2.4% |
| ●平均バスケット単価 15,000 円超 25,000 円以下の場合 | |
| 月間の売上高のうち 100 万円超 300 万円以下の部分 | 2.8% |
| 月間の売上高のうち 300 万円超 500 万円以下の部分 | 2.6% |
| 月間の売上高のうち 500 万円超 3,000 万円以下の部分 | 2.4% |
| 月間の売上高のうち 3,000 万円超の部分 | 2.2% |
| ●平均バスケット単価 25,000 円超 35,000 円以下の場合 | |
| 月間の売上高のうち 100 万円超 200 万円以下の部分 | 2.8% |
| 月間の売上高のうち 200 万円超 300 万円以下の部分 | 2.6% |
| 月間の売上高のうち 300 万円超 1,000 万円以下の部分 | 2.4% |
| 月間の売上高のうち 1,000 万円超の部分 | 2.2% |
| ●平均バスケット単価 35,000 円超 50,000 円以下の場合 | |
| 月間の売上高のうち 100 万円超 200 万円以下の部分 | 2.6% |
| 月間の売上高のうち 200 万円超 500 万円以下の部分 | 2.4% |
| 月間の売上高のうち 500 万円超 3,000 万円以下の部分 | 2.2% |
| 月間の売上高のうち 3,000 万円超の部分 | 2.0% |
| ●平均バスケット単価 50,000 円超の場合 | |
| 月間の売上高のうち 100 万円超 300 万円以下の部分 | 2.4% |
| 月間の売上高のうち 300 万円超 1,000 万円以下の部分 | 2.2% |
| 月間の売上高のうち 1,000 万円超の部分 | 2.0% |

※平均バスケット単価とは、システム利用料の課金対象となる月間における(通常商品売上高+オークション売上高)÷(通常商品販売件数+オークション落札件数)をいう。

・共同購入にかかるシステム利用料

| | |
|-------------------------------|------|
| 月間の売上高のうち 50 万円以下の部分 | 5% |
| 月間の売上高のうち 50 万円超 100 万円以下の部分 | 4.5% |
| 月間の売上高のうち 100 万円超 500 万円以下の部分 | 4% |
| 月間の売上高のうち 500 超の部分 | 3.5% |

・資料請求等受付料

| | |
|----------------------------------|---------------------------|
| 月間のプレゼント・資料請求件数合計が 7,000 件までの場合 | 無料 |
| 月間のプレゼント・資料請求件数合計が 7,000 件を超える場合 | 7,000 件を超えた部分の 1 件につき 2 円 |

裏面に続く

付則(経過措置)

乙が甲に対し、2002年4月1日以降2002年5月31日までの間(以下「移行期間」という)に退店する旨を2002年3月31日までに乙所定の方法により書面にて申し入れた場合、甲は乙に対する移行期間中の通常商品及びオークションにかかるシステム使用料ならび資料請求等受付料については請求しないものとする。また、この場合、乙が支払った既払い基本出店料については、甲は乙に対し、日割計算による退店日までの基本出店料を差し引いた金額を返金する

(参考)

■ 出店申込書記載の商品数

| | |
|---------|----------|
| 小規模出店 | :1000 品目 |
| 通常出店 | :2000 品目 |
| プレミアム出店 | :5000 品目 |

■ 出店申込書記載の出店料

| | |
|---------|----------------|
| 小規模出店 | :50,000 円(月額) |
| 通常出店 | :100,000 円(月額) |
| プレミアム出店 | :250,000 円(月額) |

R-Mail 利用規約

第1条(総則)

本規約は、楽天株式会社(以下「甲」という)がインターネット上で運営する楽天市場モール(以下「モール」という)の楽天スタンダードプラン出店者または楽天ライトプラン出店者が、モール出店に付随する R-Mail サービスを利用するに当たり、甲と当該出店者(以下「乙」という)との間の契約関係につき定めるものである。

第2条(用語の定義)

(1)ユーザー

ユーザーとは、モール上で乙が運営する出店ページにおいて商品を購入、資料請求、オークション入札、プレゼント申込などをする際に、乙からのメール配信を許諾した人及び乙自らまたは乙の委託を受けた甲がメール配信対象者として登録した人をいう。

(2)配信リスト

配信リストとは、ユーザーのうち乙が除外した人を除いたものについての氏名及び電子メールアドレスのリストをいう。

(3)本サービス

本サービスとは、乙が作成した電子メールによるユーザーへの広告・通知等(以下「メッセージ」という)を、甲が、配信リストに基づきユーザーの電子メールアドレスに配信するサービスをいう。

(4)出店規約

出店規約とは、楽天スタンダードプラン出店者においては楽天市場出店規約(楽天スタンダード)をさし、楽天ライトプラン出店者においては楽天市場出店規約(楽天ライト)をさす。

第3条(利用方法)

1. 乙は、出店規約の有効期間中に限り、出店申込書記載の条件で本サービスを利用することができる。
2. 乙は、本サービスの利用にあたり、本規約のほか、甲が提供する利用手引の記載事項ならびに甲が必要に応じて行う指導に従うものとする。

第4条(メッセージの作成)

1. メッセージは、乙がその責任とその負担において作成する。甲はメッセージの内容について何ら関与せず、いかなる保証もしない。
2. 前項の乙によるメッセージの作成については、出店規約第15条の規定を留意する。
3. 乙は、メッセージの内容を本モール上で乙の運営する店舗に係わるものに限定しなければならない。

第5条(サービスの提供および情報の保証)

1. 本サービスの内容は、本規約に規定するほか、別途甲が提供する利用手引に記載の通りとする。
2. 甲は、メッセージが甲のサーバより配信リストに登録された電子メールアドレスに発信されることのみを保証し、ユーザーへの最終的な到達性は保証しない。
3. 甲は、乙に事前に通知することなく、必要に応じて本サービスの内容の追加、部分的改廃をすることができる。

第6条(ユーザー登録の委託)

乙は甲に対し、乙からのメッセージ配信に関して事前に許諾を得た人の氏名及び電子メールアドレスのユーザー登録を委託することができる。この場合、乙は、甲所定の確認書を添付するとともに、書留郵便その他安全を確保するための相当な措置を講じた方法により、甲に対してユーザーの氏名及び電子メールアドレスのリストを送るものとする。

第7条(ユーザーリストの変更・削除等)

1. 乙はユーザーよりメッセージ配信の停止や配信先メールアドレスの変更をするよう申し出を受けた場合、直ちに甲所定の方法でユーザーリストから削除・変更を行わなければならない。
2. 前項に定めるほか、乙は、ユーザーの意思及びプライバシーを尊重し、その責任においてユーザーリストを管理するとともに、その追加、削除、変更等の手続を行う。

第8条(利用期間)

本サービスの利用期間は出店規約の契約期間に従うものとする。

第9条(メール配信料)

1. 本サービスの利用にあたってのメール配信料は月間10万通までは無料とし、10万通超の部分については別表に定めるメール配信料を乙は甲に対して支払うものとする。
2. 前項に定めるメール配信料の算定は、当月1日から当月末日までに発信処理がなされた件数に基づき算定するもので、第5条2項に定める未到達のメールもメール配信料算定の対象とするものとする。
3. 乙は当月末に甲所定の方法により算定された当月のメールの発信件数を確認しなければならない。その内容に異議がある場合には乙は甲に対し、甲所定の期限までに、所定の方法によりこれを通知するものとし、この場合、甲及び乙はその後の対応について協議するものとする。

第 10 条(登録アドレス数)

1. 本サービスで保有可能なユーザーリスト数(以下「登録アドレス数」という)の上限は出店申込書記載のとおりとし、これ以上の登録アドレス数を希望する場合には、別途甲所定の R-Mail(大規模店舗版)を利用するものとする。
2. R-Mail(大規模店舗版)の利用にあたっては甲所定の方法で申込を行い、甲の定める追加使用料を支払わなければならない。

第 11 条(クレーム対応)

本サービスの利用に当たり、ユーザーとの間で紛争が生じた場合には、乙は自らの責任においてこれを解決するものとし、甲に何らの迷惑をかけないものとする。

第 12 条

その他本規約で規定されていない事項に関しては、出店規約に準ずるものとする。

以上
2002 年 4 月 1 日現在

別表

・メール配信料(1 件につき)

| | | |
|--------|--------------------|--------|
| 月間総配信数 | 10 万件以下の部分 | 無料 |
| 月間総配信数 | 10 万件超 20 万件以下の部分 | 1 円 |
| 月間総配信数 | 20 万件超 50 万件以下の部分 | 0.75 円 |
| 月間総配信数 | 50 万件超 100 万件以下の部分 | 0.5 円 |
| 月間総配信数 | 100 万件超の部分 | 0.25 円 |

付則

乙が甲に対し、2002 年 4 月 1 日以降 2002 年 5 月 31 日までの間(以下「移行期間」という)に出店規約を解約し、楽天市場から退店する旨を 2002 年 3 月 31 日までに乙所定の方法により書面にて申し入れた場合、甲は乙に対する移行期間中の別表に定めるメール配信料を請求しないものとする。

(参考)

■出店申込書記載の登録アドレス数：0～100,000 メールアドレス
(楽天スタンダード・楽天ライト共通)